

岩手県告示第260号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち政策地域部に係るもの（平成22年岩手県告示第340号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
市町村課	市町村事務処理交付金、市町村振興宝くじ交付金、 <u>東日本大震災津波復興基金市町村交付金及び特定被災地域復興支援特別交付金</u>	政策推進室	<u>産学官連携拠点整備費補助</u>
[略]		市町村課	市町村事務処理交付金、市町村振興宝くじ交付金 <u>及び東日本大震災津波復興基金市町村交付金</u>
地域振興室	県北文化遺産継承推進費補助、 <u>県北広域交流拠点施設整備費補助、三陸ジオパーク案内板等整備費補助、移住促進事業費補助、公共交通バリアフリー化設備等整備費補助、地域バス交通支援事業費補助、地域公共交通活性化推進事業費補助及び運輸事業振興費補助</u>	[略]	
科学 I L C 推進室	産学官連携機能強化促進事業費補助 <u>及び三陸海洋エネルギー研究開発促進事業費補助</u>	地域振興室	県北文化遺産継承推進費補助、 <u>県北広域交流拠点施設整備費補助及び移住促進事業費補助</u>
国際室	[略]	科学 I L C 推進室	産学官連携機能強化促進事業費補助
		国際室	[略]
		交通政策室	<u>公共交通バリアフリー化設備等整備費補助、三陸鉄道復興地域活性化支援事業費補助、地域バス交通支援事業費補助、地域公共交通活性化推進事業費補助及び運輸事業振興費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			